

2007 中国知的財産権刑事保護フォーラム

深セン宣言

序文

2007年7月24～25日、中華人民共和国公安部は広東省深セン市で「2007 知的財産権刑事保護フォーラム」を開催した。中国の公安機関、関係司法機関、行政法執行（エンフォースメント）部門、世界知的所有権機関（WIPO）、国際刑事警察機構（ICPO）、関連国の法執行機関、及び国内外の企業界の代表など計300人余りが同フォーラムに参加するとともに、「協力して試練に立ち向かい、保護により発展を促す」をテーマに、中国における知的財産権の刑事保護の進展と経験、刑事法執行に関する戦略と法的保障、警察と企業の協力メカニズムの確立、将来的な協力・行動計画など、重大な議題をめぐって、共に踏み込んだ議論を行った。

以下の点を考慮する：

1. 21世紀は知識経済の時代であり、知的財産権は最も重要な生産要素及び財産・資源であるほか、世界経済、科学技術及び文化の交流と発展を推進する大きな原動力となっており、未来における競争はすなわち知的財産権の競争である。
2. 知的財産権を侵害する犯罪は既に世界的な問題となっており、国際社会、各国政府、法執行機関、企業界も高い関心を寄せている。
3. 知的財産権を侵害する犯罪は権利人の合法的権利を著しく侵害し、経済の競争秩序を破壊し、社会の信用や道徳を損ない、消費者の生命の安全や健康を脅かし、科学技術の進歩や文化の伝播を阻害し、国際貿易の健全な発展を妨げるものであり、国や経済、社会の発展に重大な危害を及ぼす重要な問題である。知的財産権の侵害という犯罪を厳しく取り締まることは、法

執行機関が担うべき当然の責務である。

4. 企業は技術革新の主体であり、知的財産権の創造、保護、運用、管理の主体であり、かつ知的財産権の保護における重要な力でもある。自らを保護し、他者の知的財産権を尊重することは、人類の精神面での成果を守ることであり、かつ自主革新をめぐる情熱をかき立て、企業の競争力、国の競争力を高めるものである。

以下の点に留意する：

1. 知的財産権を侵害する犯罪は一種の産業的な犯罪であり、グローバル化、貿易化、専門化、組織化などの特徴を呈しており、知的財産権の刑事保護をめぐる新たな試練となっている。

2. 中国政府は革新型国家の建設という高みから、知的財産権の保護を国家戦略として確立し、知的財産権の保護をめぐる一連の措置を講じており、世界が認める重大な進展を得るに至っている。

3. 各国の法執行機関及び関係国際組織は、現在知的財産権を侵害する犯罪の撲滅に向けた能力と効率の向上に努めるとともに、国際的な法執行をめぐる協力と交流の強化を願っている。中国の公安機関は、各国の法執行機関が国・地域を跨ぐ犯罪活動に対して、緻密かつ正確な取り締まり、全過程にわたる取り締まりを共同で実施し、影で糸を引く者たちを摘発、逮捕し、犯罪に関連する生産、貯蔵・輸送、販売などの能力を打ち砕かなければならない、という考えを示している。

4. 協力強化は法執行機関と企業界の共通の願い、共通の目標である。双方は、安定的かつ長期的に効果を発揮する協力メカニズムを確立し、知的財産権の保護に共同で力を尽くし、社会・経済の発展を促進していくことを望んでいる。

5. 知的財産権の保護、自主革新を榮えあることとする気風が法執行機関、企業、社会全体の

大衆の間で育成、形成されることは、知的財産権保護の強化、知的財産権をめぐる犯罪の減少・撲滅に重要な意義を持つ。

提唱と奨励

各国の司法機関、法執行機関及び政府の各関係部門、企業は「協力して試練に立ち向かい、保護により発展を促す」という原則に則り、知的財産権をめぐる犯罪による深刻な試練を十分に認識し、偏見と誤解を取り除き、理解と相互信頼の増進を図り、知的財産権をめぐる刑事保護を共に強化していく。

法執行

1. 法執行部門との間で、手がかりに関する通報や情報交換を強化し、「自発的な調査」と「拠点制御」を相互に結び付けた活動モデルの確立、法執行資源の整合と優位性の相互補完の実現、法執行をめぐる効率と効力の増強を図る。

2. 国際的な法執行をめぐる協力を強化し、知的財産権を侵害する犯罪の産業化という特徴に焦点を合わせて、緻密かつ正確な取り締まり、全過程にわたる取り締まりを実施し、生産、貯蔵・輸送、輸出入、販売など多国籍犯罪ネットワークの一部及び全体を粉砕し、国や境界を跨いだ知的財産権を侵害する犯罪を一致団結して打ち砕くための国際的な協力構造を確立する。

3. 法執行機関による、新たな特別取り締まり行動の展開を手配する。各地・各部門が共に力を合わせ、迅速に行動し、特別行動のスムーズな実施に向けて力強い措置を講じ、知的財産権を侵害する深刻な犯罪事件を集中的に摘発する。

4. 関係国際組織及び各国の法執行機関との間で連絡制度を確立し、情報交換や教育・研修に関する協力を展開し、国を跨いだ知的財産権を侵害する犯罪を共同で取り締まる。

警察・企業協力メカニズム

5. 国内外企業向けの「重点連絡企業」メカニズムの構築を計画し、情報の相互提供、事前警戒を図り、法執行機関と企業との間の効果的なコミュニケーション、協調を実現する。

6. 法執行機関は企業の意見や訴え・要求に真摯に耳を傾け、企業向けに研修、コンサルティングなどのサービスを提供し、企業の合法的な利益を擁護し、企業による現代的な知的財産権管理制度及び発展計画の確立を促進しなければならない。

7. 企業は刑事法執行部門とのコミュニケーション、交流を絶えず図り、刑事法執行部門の活動を積極的に支持し、立法に関する研究・討論、法執行に関する研修、情報コミュニケーションなどをめぐる協力を共同で展開しなければならない。

8. 外資企業と国内企業との交流・協力を奨励、推進し、法執行機関が企業に奉仕するためのスムーズなルートと安定した活動の場を形成していく。

9. 法執行機関は企業と共同で社会広報・啓発活動を展開し、知的財産権に関する法律・法規及び情報コンサルティングサービスの提供、大衆の知的財産権保護に関する意識の向上を図り、世界的な範囲で、権利侵害製品に対する消費ニーズを抑制していく。